



金 沢 市 公 報

第 2 9 9 3 号 の 2

令和2年(2020年)1月14日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 7
●告 示		●公営企業告示
○市道の路線の認定について (道路管理課) 1		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 8
○市道の路線の変更について (") 2		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 8
○市道の区域の決定について (") 2		●公営企業公告
○道路の供用の開始について (") 3		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の休止について (企業総務課) 8
●公 告		○下水道排水設備工事事業者の指定について (") 9
○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (2件) (都市計画課) 3		
○土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課) 7		

告 示

●金沢市告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年1月14日

金 沢 市 長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
3241	大 徳 41号	畝 田 西 3 丁 目	179番 先から
	畝 田 西 3 丁 目 線 4号	畝 田 西 3 丁 目	184番 2先まで
3241	大 徳 41号	畝 田 西 3 丁 目	181番 5先から
	畝 田 西 3 丁 目 線 5号	畝 田 西 3 丁 目	181番 7先まで
3506	弓 取 6号	三 ツ 屋 町 口	7番 5先から
	三 ツ 屋 町 線 25号	三 ツ 屋 町 口	7番 8先まで
3729	鞍 月 29号	鞍 月 東 1 丁 目	15番 先から
	鞍 月 東 1 丁 目 線 6号	鞍 月 東 1 丁 目	40番 先まで
4002	三 馬 2号	米 泉 町 2 丁 目	53番 1先から
	米 泉 町 2 丁 目 線 10号	米 泉 町 2 丁 目	54番 1先まで
4006	三 馬 6号	米 泉 町 6 丁 目	59番 1先から
	米 泉 町 6 丁 目 線 12号	米 泉 町 6 丁 目	70番 2先まで
4012	三 馬 12号	西 泉 2 丁 目	132番 9先から
	西 泉 2 丁 目 線 13号	西 泉 2 丁 目	90番 4先まで
4012	三 馬 12号	西 泉 2 丁 目	90番 6先から
	西 泉 2 丁 目 線 14号	西 泉 2 丁 目	90番 2先まで

4012	三馬12号	西泉2丁目	91番1先から
	西泉2丁目線15号	西泉2丁目	96番2先まで
4012	三馬12号	西泉2丁目	77番4先から
	西泉2丁目線16号	西泉2丁目	77番6先まで
4012	三馬12号	西泉2丁目	49番先から
	西泉2丁目線17号	西泉2丁目	51番5先まで
4450	小坂50号	小坂町北	87番6先から
	小坂町西線43号	小坂町北	87番4先まで
4450	小坂50号	小坂町北	16番7先から
	小坂町西線44号	小坂町北	16番1先まで

●金沢市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
2801	旧	大野1号	大野町4丁目ワ	47番2先から
			大野町4丁目カ	60番先まで
	新	大野西線33号	大野町4丁目ヨ	57番1先から
			大野町4丁目カ	60番1先まで

●金沢市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	幅員(m)	延長(m)
一般市道	大野1号大野西線33号	4.0～6.0	245
一般市道	大徳41号畝田西3丁目線4号	4.9	73
一般市道	大徳41号畝田西3丁目線5号	5.3	28
一般市道	弓取6号三ツ屋町線25号	6.0～11.7	31
一般市道	鞍月29号鞍月東1丁目線6号	12.0	195
一般市道	三馬2号米泉町2丁目線10号	6.3	23
一般市道	三馬6号米泉町6丁目線12号	4.6～11.7	86
一般市道	三馬12号西泉2丁目線13号	4.8～10.0	187
一般市道	三馬12号西泉2丁目線14号	4.6～8.0	12
一般市道	三馬12号西泉2丁目線15号	5.0～9.0	108
一般市道	三馬12号西泉2丁目線16号	4.6～8.0	29
一般市道	三馬12号西泉2丁目線17号	5.2～9.0	54
一般市道	小坂50号小坂町西線43号	6.0	138
一般市道	小坂50号小坂町西線44号	6.0	44

●金沢市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和2年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
大野 1号 大野西線33号	大野町 4丁目 ヲ 大野町 4丁目 カ	57番 1先から 60番 1先まで
大徳 41号 畝田西3丁目線4号	畝田西 3丁目 畝田西 3丁目	179番 先から 184番 2先まで
大徳 41号 畝田西3丁目線5号	畝田西 3丁目 畝田西 3丁目	181番 5先から 181番 7先まで
弓取 6号 三ツ屋町線25号	三ツ屋町 口 三ツ屋町 口	7番 5先から 7番 8先まで
三馬 2号 米泉町2丁目線10号	米泉町 2丁目 米泉町 2丁目	53番 1先から 54番 1先まで
三馬 6号 米泉町6丁目線12号	米泉町 6丁目 米泉町 6丁目	59番 1先から 70番 2先まで
三馬 12号 西泉2丁目線13号	西泉 2丁目 西泉 2丁目	132番 9先から 90番 4先まで
三馬 12号 西泉2丁目線14号	西泉 2丁目 西泉 2丁目	90番 6先から 90番 2先まで
三馬 12号 西泉2丁目線15号	西泉 2丁目 西泉 2丁目	91番 1先から 96番 2先まで
三馬 12号 西泉2丁目線16号	西泉 2丁目 西泉 2丁目	77番 4先から 77番 6先まで
三馬 12号 西泉2丁目線17号	西泉 2丁目 西泉 2丁目	49番 先から 51番 5先まで
小坂 50号 小坂町西線43号	小坂町 北 小坂町 北	87番 6先から 87番 4先まで
小坂 50号 小坂町西線44号	小坂町 北 小坂町 北	16番 7先から 16番 1先まで

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年1月14日

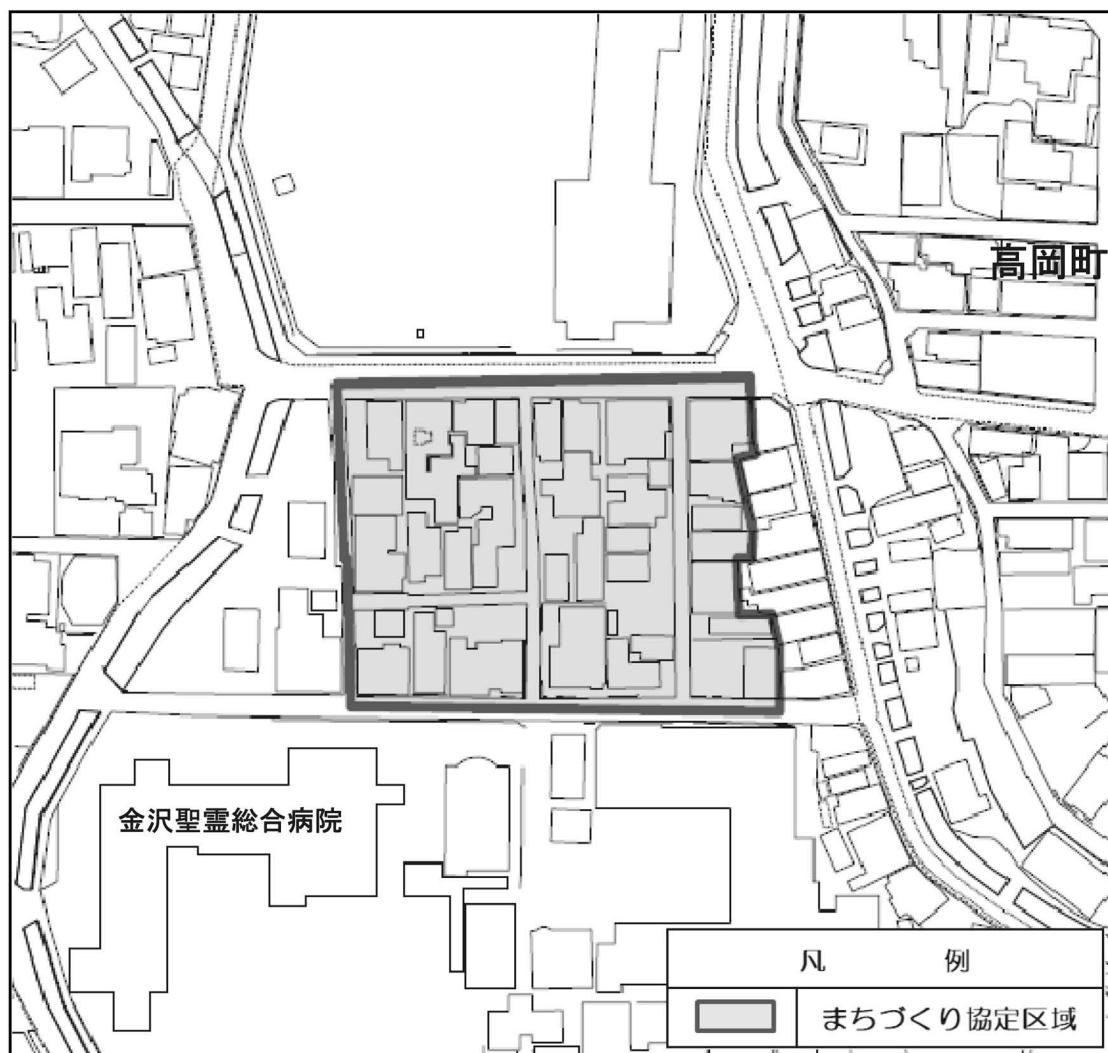
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
長土塀・交同会地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
令和元年12月23日
- 3 協定番号

- 4 協定の名称
長土塀・交同会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土塀・交同会地区まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域	長町1丁目の一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約0.6ha	
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢市の中央部に位置し、金沢聖霊総合病院を中心として町が形成されている。鞍月用水、大野庄用水の潤いと長町武家屋敷群とが調和した歴史ある地区であり、落ち着いたきのある居住環境が形成されている。</p> <p>今後も住みやすい居住環境を維持していくことを目指し、地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。</p>	
まちづくりの方針	<p>子供からお年寄りまでみんなが住みやすい、安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。</p>	
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 畜舎又は葬儀場 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (5) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (6) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの 	
	建築物等の用途の制限	
	土地利用等の制限	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に長町交同会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。 (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町会への加入や、地域において実施される地域活動等に積極的に参加及び協力するなど、良好な近隣関係の醸成に努める。 (2) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないよう努める。 (3) 定期的に美化清掃に努める。 (4) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (5) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。 (6) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (7) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子供等災害弱者の避難所への誘導に努める。 	

長土塀・交同会地区まちづくり協定区域図



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
五宝町下組地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
令和元年12月23日
- 3 協定番号
39
- 4 協定の名称
五宝町下組地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称		五宝町下組地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		笠市町及び瓢箪町の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.0ha
まちづくりの目標		<p>本地区は、本願寺派金沢別院の門前町として生まれた五宝町の一部である。また、地区内には五宝町の名前の由来ともいわれる五坊のうち西勝寺と西源寺があり、これらを含めて地域コミュニティを大切にしたい住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、落ち着いた住環境を守り、子供からお年寄りまでが安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 静かで落ち着いたまちづくり</p> <p>(2) 住民同士が助け合いコミュニティを大切にするまちづくり</p>
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>
	土地利用等の制限	<p>新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に五宝町下組町会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p>
	その他	<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、令和元年12月23日（協定締結日）以前から営業している場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 店舗及び飲食店では、夜間（午後10時から午前6時までの時間をいう。）における営業を行わないよう努める。</p> <p>(4) 夜間に管理人が常駐しない事業所にあつては、夜間の連絡先を町会へ通知する。</p> <p>(5) たばこ及びゴミのばい捨て並びに長時間に渡る路上駐車をしないよう努める。</p> <p>(6) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(7) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。</p> <p>(8) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(9) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p>

五宝町下組地区まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市南新保土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
南保 秀二	金沢市南新保町チ130番地	令和元年12月23日
清水 豊	金沢市南新保町イ15番地	令和元年12月23日
村田 洋一	金沢市南新保町イ23番地	令和元年12月23日
岩上 一人	金沢市南新保町ハ35番地1	令和元年12月23日
新 正樹	金沢市南新保町イ3番地	令和元年12月23日
畠 尚喜	金沢市南新保町イ139番地	令和元年12月23日
藤江 悟	金沢市南新保町チ38番地1	令和元年12月23日
南保 宏明	金沢市南新保町チ131番地	令和元年12月23日
新保 博英	金沢市南新保町イ124番地	令和元年12月23日
松本 宏仁	金沢市近岡町502番地	令和元年12月23日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年1月14日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市泉2丁目626番1、626番3から626番6まで及び627番4	金沢市諸江町中丁334番地1 株式会社住空間建築工房 代表取締役 谷口 満明	道路 金沢市泉2丁目626番3及び627番4

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第1号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年1月14日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和元年9月1日から同年11月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 52,870円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 43,220円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 52,380円
- 2 原料価格変動額 37,100円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 52,380円（1トン当たり平均原料価格）＝ 37,100円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額
算式 基準単位数料金の額－37,100円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円
この結果、令和2年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から30.43円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第2号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年1月14日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和元年9月1日から同年11月30日までの平均原料価格
1トン当たり 43,220円
- 2 原料価格変動額 43,100円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 43,220円（1トン当たり平均原料価格）＝ 43,100円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額
算式 基準単位数料金の額－43,100円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円
この結果、令和2年2月1日から同月29日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から87.93円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を休止した旨の届出があったので、同規程第9条第3号の規定により公告します。

令和2年1月14日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	休止年月日
276	株式会社中山住設	金沢市久安4丁目217番地	令和元年12月19日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により令和2年1月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和2年1月14日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
603	はせ設備	金沢市畝田西2丁目54番地2

令和2年(2020年)1月14日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)1月14日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄